

## 第 92 号議案

滋賀県立高等学校在り方検討委員会規則の制定について

滋賀県立高等学校在り方検討委員会規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

---

### 滋賀県立高等学校在り方検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県立高等学校在り方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 委員会に、委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

令和2年(2020年)3月24日  
3月定例教育委員会  
第92号議案関係資料

○ 滋賀県附属機関設置条例 (令和2年3月23日一部改正、令和2年4月1日施行後)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関(別表第3項の表に掲げる附属機関にあっては、知事)が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則 (略)

別表(第2条関係)

1 知事の附属機関 (略)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて教育委員会の所管に属する公の施設(滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
	動センターを除く。)の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。			
滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会	教育委員会の諮問に応じて教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による児童等に対する指導が不適切な教諭等の認定および同条第4項の規定による児童等に対する指導の改善の程度に関する認定について審査すること。	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	2年
滋賀県立高等学校在り方検討委員会	教育委員会の諮問に応じて県立高等学校の在り方に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) 教育機関の職員 (4) その他教育委員会 が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

3 知事および教育委員会の附属機関 (略)